

## 総会

配布：一般

2014年9月25日

### 第69会期

#### 議事日程議題 65

### 2014年9月22日に総会で採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/69/L.1)]

#### 69/2 先住民族世界会議として知られている総会のハイレベル本会議の成果文書

総会は、

以下の成果文書を採択する。

#### 先住民族世界会議として知られている総会のハイレベル本会議の成果文書

1. 国際連合憲章の目的および原則に対する厳粛な公約を再確認しつつ、世界の先住民族との協力の精神で、私たち、国家および政府の長、加盟国の大臣および代表は、先住民族の権利を促進しまた保護する国際連合の重要且つ継続している役割をくり返し表明するために、先住民族世界会議として知られている総会のハイレベル本会議に際して、2014年9月22日および23日にニューヨークの国際連合本部に参集している。

2. 私たちは、2013年6月にノルウェーのアルタで開催された世界先住民族準備会議を含む、世界会議のための先住民族の準備プロセスを歓迎する。私たちは、アルタ会議の成果文書<sup>1</sup>および先住民族により行われた他の貢献に留意する。私たちは、先住民族の代表の包括的な関与を含む、ハイレベル本会議のための包括的な準備プロセスもまた歓迎する。

---

<sup>1</sup> A/67/994、添付文書。

3. 私たちは、2007年9月13日に総会により採択された、先住民族の権利に関する国際連合宣言<sup>2</sup>に対する私たちの支持および適用可能な同宣言の諸原則に従って、先住民族に影響する可能性のある立法上のまたは行政的な措置を採択および実施の前に、彼らの自由で事前の情報に基づく合意を得るために彼ら自身の代表機関を通して関係する先住民族と誠実に協議しまた協力するためにこの点で行った私たちの公約を再確認する。

4. 私たちは、先住民族の権利を尊重し、促進しまた前進させそして少しも縮小せずまた同宣言の諸原則を支持する私たちの厳粛な公約を再確認する。

5. 同宣言に加えて、私たちは、世界の先住民族の権利と憧れの促進のための国際的な枠組を構築することにおける、先住民族問題に関するパーマネント・フォーラムの設立、先住民族の権利に関する専門メカニズムの創設および先住民族の権利に関する特別報告者の職務権限の制定を含む、過去20年間の他の主要な業績を想起する。私たちは、先住民族と協力しているこれらの機関が出した勧告や助言に対して然るべき考慮を払うことを約束する。

6. 私たちは、1989年の国際労働機関先住民族および種族民条約（第169号）<sup>3</sup>をまだ批准または加入していない国家に対し、批准または加入を考慮することを奨励する。私たちは、先住民族の権利を保護するための調整されたまた組織的な行動を策定する同条約の下に批准している国家の義務を想起する。

7. 私たちは、先住民族との協議および協力において、同宣言の目的を達成するためまた立法府、司法組織およびその他の政府機関の構成員を含む、社会の全ての部門の中で同宣言の認識を促進するため、立法上の、政策および行政措置を含む、国のレベルでの適切な措置を講じることを約束する。

8. 私たちは、同宣言の目的を達成するための、国の行動計画、戦略または、関連する場合には、他の措置を策定しそして履行するために、先住民族の代表機関を通して、彼らと協力することを約

---

<sup>2</sup> 決議 61/295、添付文書。

<sup>3</sup> 国際連合、条約集、第1650巻、No.28383。

束する。

9. 私たちは、障害をもつ先住民族の権利を促進することおよび保護すること並びに障害をもつ先住民族と共同して、前述の行動計画、戦略または措置のための対象を特定した措置を策定することによるものを含む、彼らの社会的および経済的条件を改善し続けることを約束する。私たちは、先住民族に関する国の立法、政策および制度的構造が障害をもつ先住民族を含むことおよび彼らの権利の促進に貢献することを確保することもまた約束する。

10. 私たちは、適切な場合には、資料を構成要素に分けるために、または調査を実施するために先住民族と協働することまた状況および先住民族や個人、とりわけ高齢者、女性、若者、子ども並びに障害者の必要性に対処するために先住民族の福祉の全体論的な指標を利用することを約束する。

11. 私たちは、先住民族の文化の多様性を認識する質の高い教育および健康、住宅、水、衛生並びに福祉を改善するための他の経済的および社会的計画に対する、活動、政策そして資源の提供を通じたものを含む、平等な利用権を確保することを約束する。私たちは、できるかぎりそのような計画を実現するため先住民族の能力を強化するつもりである。

12. 私たちは、先住民族の保健の実践および彼らの伝統医療並びに知識の重要性を認識する。

13. 私たちは、先住民族の個人が、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康に対する平等な利用権を持つことを確保することを約束する。私たちは、先住民族の個人のための適切な計画、政策および資源を通じたものを含む、予防に集中することにより、HIV および AIDS、マラリア、結核並びに非感染性疾患の割合を減らすためのおよび国際人口開発会議の行動計画<sup>4</sup>、行動のための北京プラットフォーム<sup>5</sup>およびそれらの再検討会議の成果文書に従った、性と生殖に関する健康および生殖に関する権利への彼らの利用権を確保するための努力を強めることを約束する。

14. 私たちは、自らの集団の構成員と一緒に地域社会において、独自の文化を享受し、独自の宗教

---

<sup>4</sup> 国際人口開発会議報告書、カイロ、1994年9月5日-13日（国際連合出版、Sales No. E.95.XIII.18）、第I章、決議1、添付文書。

<sup>5</sup> 第4回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4日-15日（国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13）、第I章、決議1、添付文書II。

を信仰しまた実践し若しくは独自の言語を使用する、あらゆる先住民族の子どもの権利を促進することを約束する。

15. 私たちは、先住民族の若者に影響を及ぼす事柄における意思決定過程への完全かつ効果的な参加を含む、彼らの権利を促進することを約束する。私たちは、先住民族と協議して、とりわけ健康、教育、能力と地位の向上および伝統的知識、言語並びに実践の伝達の分野における先住民族の若者の福祉に目標を定めた、政策、計画および、関連する場合には、資源を策定すること、そして彼らの権利の認識および理解を促進するための措置を講じることを約束する。

16. 私たちは、先住民族の裁判機関が、裁判および紛争解決へのアクセスを提供することにおいて積極的な役割を果たすことができまた先住民族の共同体の中また社会の中の、仲の良い関係に貢献できることを認める。私たちは、これらの機関が存在する場合には、これらとの対話を調整することおよび実施することを約束する。

17. 私たちは、先住民族の女性の地位と能力の向上を支援することおよび、先住民族とりわけ先住民族の女性およびその組織と共同して、能力構築を促進しまた指導力を強化することを予定した政策および計画を体系的に作り上げそして実施することを約束する。私たちは、全てのレベルでまた全ての分野での意思決定過程への先住民族の女性の完全かつ効果的な参加を確実にしまた政治的、経済的、社会的および文化的な生活への彼女たちの参加に対する障害を取り除く措置を支援する。

18. 私たちは、先住民族と協力して、先住民族および個人、とりわけ女性、子ども、若者、高齢者並びに障害者に対するあらゆる形態の暴力および差別を、法的、政策および制度的枠組を強化することにより、防止しそして取り除くための私たちの取組を強めることを約束する。

19. 私たちは、人権理事会に対し、女性に対する暴力、その原因および結果に関する特別報告者、先住民族の権利に関する特別報告者並びにその各々の職務権限の範囲内で他の特別手続職務権限保有者と協議して、先住民族の女性および女兒に対する暴力の原因と結果の調査を審議することを招請する。私たちはまた、女性の地位委員会に対し、将来の会期において、先住民族の女性の地位と能力の向上の問題を審議することを招請する。

20. 私たちは、先住民族の土地または領土および他の資源に影響を及ぼす何らかの事業の承認の前に彼らの自由なまた情報に基づく合意を得るために、彼ら自身の代表機関を通して関係する先住民族と誠実に協議しまた協力するために、先住民族の権利に関する国際連合宣言に関して、国家により為された公約を認識する。

21. 私たちは、関係する先住民族と連携して、先住民族の土地と領域、資源に関する先住民族の権利を認め、前進させまた裁定するために、公平、独立、中立で公開された透明性のある手続を、国のレベルで設立するために、同宣言に関して、国家により為された公約もまた認識する。

22. 私たちは、先住民族および地域共同体の伝統的知識、工夫および慣行が、生物多様性の保全および持続可能な利用に対して重要な貢献をしていることを認識する。私たちは、先住民族の知識、工夫および慣行の給付においては、可能な限り、先住民族の参加の重要性を認める。

23. 私たちは、採取産業の活動に関係するものを含む、適切な危機管理を目的としたものを含む、主要な開発事業の先住民族に対する影響または可能性のある影響に対処するため、先住民族と協働するつもりである。

24. 私たちは、全ての適用可能な法および事業と人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組<sup>6</sup>を含む、国際的な諸原則を尊重し、そして透明にまた社会的および環境的に責任あるやり方で経営する多国籍企業やその他の企業の責任を想起する。これに関連して、私たちは、先住民族の権利の侵害を防止するため、適切な場合には、さらなる措置を講じることを約束する。

25. 私たちは、関係する先住民族と連携して、また適当と認められる場合に、先住民族の職業、伝統的な生生活動、経済、生計、食糧の安全保障および栄養摂取を支援する政策、計画および資源を策定することを約束する。

26. 私たちは、伝統的な種子供給システムを含む、伝統的な持続可能な農業実践を通して経済的、社会的および環境的開発においてまた貸付および他の金融サービス、市場、保証された土地保有、保健医療、社会福祉事業、教育、訓練、知識および灌漑および水の採取並びに貯蔵を含む、適切且

---

<sup>6</sup> A/HRC/17/31、添付文書。

つ入手可能な科学技術に対する利用において先住民族が果たすことができる役割の重要性を認識する。

27. 私たちは、同宣言に従って先住民族の宗教的および文化的な遺跡のまた儀式用具および遺骨に対する立ち入り並びに返還を提供することの重要性を確認しまた認識する。私たちは、関係する先住民族と連携して、国のまた国際的なレベルで儀式用具と遺骨のアクセスおよび返還のための公平で透明性のある効果的措置を策定することを約束する。

28. 私たちは、先住民族の見解を考慮しつつ、人権理事会に対し、その既存の制度、とりわけ先住民族の権利に関する専門メカニズムの職務権限を、同宣言の目的の達成を監視し、評価しまた改善するために加盟国をより一層支援することによるものを含んで、専門メカニズムが同宣言に対する尊重をより効果的に促進することができるようにそれを修正しまた改善する目的で、総会の第 69 会期中に、再検討することを招請する。

29. 私たちは、人権条約機関に対し、その各々の職務権限に従って、同宣言を考慮することを招請する。私たちは、加盟国に対し、これらの人権条約機関に対する報告書においてまた普遍的定期的審査過程の期間中に、同宣言の目標を追求するために講じられた措置を含む、先住民族の権利の状況についての情報を、適切な場合には、含めることを奨励する。

30. 私たちは、同宣言の目的の達成に対する貢献において国のまた地域の人権条約機関の増加している重要な役割を歓迎する。私たちは、民間部門、市民社会および学術研究機関に対し、先住民族の権利の促進および保護において積極的な役割を果たすことを奨励する。

31. 私たちは、事務総長に対し、先住民族、先住民族の問題に関する機関間支援グループおよび加盟国と協議および協力して、同宣言の目的を達成する一貫した対処方法を確実にするシステム全体の行動計画の策定を、既存の資源の範囲内で、始めることまた行われた進展について、経済社会理事会を通して、第 70 会期の総会に報告することを要請する。私たちは、事務総長に対し、総会の第 70 会期の終わりまでに、既存の国際連合制度の上級官僚に、制度内の意思決定の最高レベルへのアクセスと共に、行動計画の調整、可能な最高レベルでの先住民族の権利の意識向上およびこれに関連した制度の活動の統一の増加の責任を与えることを招請する。

32. 私たちは、国際連合機関、基金および計画、適当と認められる場合は、それに加えて駐在調整官に対し、より良い調整および協力を通して、国の優先事項および国際連合開発支援枠組が存在する場合には、それらに従って、国の行動計画、戦略または同宣言の目的を達成するための他の措置の実施を、要請に基づいて、支援することを招請する。

33. 私たちは、下記第 40 項において為された要請に対応して事務総長により行われる具体的な提案を含む、先住民族に影響を及ぼす問題に関する関連する国際連合機関の会合に彼らの代表および機関の参加を可能にするための方法を、総会の第 70 会期に審議することを約束する。

34. 私たちは、政府に対し、現在および将来の世代の経済的、社会的および環境的必要性の中の正当な均衡を達成するため、持続可能な開発の促進に対する先住民族の著しい貢献、および多くの国々や地域において母なる大地として知られている、この惑星とその生態系を守るため自然との調和を促進する必要性を認識することを奨励する。

35. 私たちは、狩猟、採取、漁業、牧畜および農業における経験を通して得られた知識を含む、生態系管理および持続可能な開発に対する先住民族の貢献並びに彼らの科学、科学技術および文化を尊重することを約束する。

36. 私たちは、私たちが気候変動の緩和および適用に対する国のまた国際的な対処方法を策定する場合、先住民族の環境を継続する彼らの知識および戦略が、尊重されまた考慮されるべきことを確認する。

37. 私たちは、先住民族が開発に対する彼らの権利を行使するための優先事項および戦略を決定しまた策定する権利を有していることに留意する。これに関連して、私たちは、ポスト 2015 開発アジェンダの推敲において先住民族の全ての権利に然るべき考慮を払うことを約束する。

38. 私たちは、世界中の先住民族の権利を尊重しまた促進する手段として国際連合先住民族自発的基金、先住民族問題に関する信託基金、先住民族支援ファシリティおよび国際連合先住民族パートナーシップに対して貢献することを加盟国に招請しまた民間部門並びに他の機関に強く奨励する。

39. 私たちは、事務総長に対し、ミレニアム開発目標の達成に関する彼の最終報告書に先住民族に関する関連情報を含めることを要請する。

40. 私たちは、事務総長に対し、先住民族の問題に関する機関間支援グループおよび加盟国と協議して、先住民族により表明された見解を考慮しつつ、この成果文書の実施について総会の第 70 会期に報告することおよび先住民族の権利に関する国際連合宣言の目的を達成する既存の国際連合制度の利用、修正および改善の方法に関する勧告、同宣言の目的を達成することに対する一貫した、制度全体の対処方法を高めるための方法および先住民族に影響を及ぼす問題に彼らの代表の国際連合での参加を促進する方法並びに手段に関する事務総長報告書<sup>7</sup>に基礎を置いた、先住民族の代表および機関の参加を可能にするための具体的提案を、経済社会理事会を通して、同会期に提出することを要請する。

第 4 回本会議

2014 年 9 月 22 日

---

<sup>7</sup> A/HRC/21/24.